

公民3章1節 40問

1	対立を解消するためにルールを定め、解決に導くこと	21	議会で、三つ以上の主要政党が存在する状態
2	皆で話し合い決定するという政治のやり方	22	内閣を組織し政権を担う政党
3	国民や住民が直接話し合いに参加して決める政治の方法	23	政権を担っていない政党
4	国民や住民が代表者を選挙で選び、代表者達が議会を作り話し合っして決める政治の方法	24	複数の政党によって担われている政権
5	意見が一致しなかったとき多数の意見を採用するという原理	25	各政党が政権を担当した場合に実施する内容などを明記した公約
6	少数の意見も十分に聞いてできるだけ尊重すること	26	理念や政策を支持する特定の政党を持たない人々
7	日本の選挙の方法について定められた法律	27	政党助成法に基づき、得票数や議席数に応じて各政党に交付されている資金
8	選挙の4原則の1つで、一定年齢以上の全ての人が投票できる選挙	28	社会のさまざまな問題に関して多くの人々によって共有される意見
9	選挙の4原則の1つで、投票する人がみな同数(一人一票)だけ投票する選挙	29	大量の情報を伝達する放送・新聞・出版などのメディア
10	選挙の4原則の1つで、代表者を直接選出する選挙	30	人々が幅広い情報を得るために必要とされる、情報を広く一般に伝える自由
11	選挙の4原則の1つで、どの政党や候補者に投票したかを他人に知られないように無記名で投票する選挙	31	情報を正しく活用する能力である情報リテラシーの中でも、マスメディアの情報を批判的に読み取る力
12	1つの選挙区で1人の代表を選ぶ選挙制度	32	民主主義にとって重要な、一般の人々が多様な意見を出し合いながら社会における共通の事柄について話し合うこと
13	1つの選挙区で2人以上の代表を選ぶ選挙制度	33	権利を放棄すること。特に、選挙において有権者が投票しないこと
14	政党へ投票し、得票数に応じて各政党へ議席を配分する選挙制度	34	投票日より前に投票すること
15	2つの選挙制度を組み合わせた、現在の衆議院の選挙制度	35	議員一人当たりの有権者数が、選挙区によって大きな差があること
16	比例代表制のさいに議席を割りふる計算方式	36	目的を実現するために政府や政党などに組織的に働きかける団体
17	議席を獲得できなかった政党や候補者に投じられた票	37	住民が地域の問題を解決するために、政府や企業などに対して団結して行う行動
18	政治で実現した理念や達成しようという方針について同じ考えを持つ人々がつくる団体	38	日本において選挙権が得られる年齢
19	議員が政党を中心に活動し、複数の政党が競争している政治	39	衆議院議員、市町村長、市町村議会議員、都道府県議会議員の被選挙権が得られる年齢
20	議会で、二つの政党が議席のほとんどをしめる状態	40	参議院議員、都道府県知事の被選挙権が得られる年齢

公民3章1節 40問

1	政治	21	多党制
2	民主主義	22	与党
3	直接民主制	23	野党
4	間接民主制（議会制民主主義）	24	連立政権
5	多数決の原理	25	政権公約
6	少数意見の尊重	26	無党派層
7	公職選挙法	27	政党交付金
8	普通選挙	28	世論
9	平等選挙	29	マスメディア
10	直接選挙	30	報道（表現）の自由
11	秘密選挙	31	メディアリテラシー
12	小選挙区制	32	熟議
13	大選挙区制	33	棄権
14	比例代表制	34	期日前投票
15	小選挙区比例代表並立制	35	一票の格差
16	ドント式	36	利益団体（圧力団体）
17	死票	37	住民運動
18	政党	38	18歳以上
19	政党政治	39	25歳以上
20	二党制（二大政党制）	40	30歳以上

1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8	選挙	28	
9	選挙	29	
10	選挙	30	
11	選挙	31	
12	制	32	
13	制	33	
14	制	34	
15	制	35	
16		36	
17		37	
18		38	歳以上
19		39	歳以上
20		40	歳以上

公民3章1節 40問

1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	